

電波監理審議会（第1084回）議事録

1 日時

令和3年1月12日（火）10：00～12：02

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、
林 秀弥、日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

秋本 芳徳（情報流通行政局長）、湯本 博信（大臣官房審議官）、
犬童 周作（総務課長）、井幡 晃三（放送政策課長）、
内藤 新一（国際放送推進室長）、吉田 恭子（衛星・地域放送課長）、
廣瀬 照隆（地域放送推進室長）

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、鈴木 信也（電波部長）、
吉田 正彦（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、
翁長 久（移動通信課長）、田中 博（移動通信企画官）、

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 議決事項 (情報流通行政局)		
① 株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求についての裁決案 (平成31年付議第1号)		1
(3) 諮問事項 (情報流通行政局)		
日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可 (諮問第1号)		8
(4) 諮問事項 (総合通信基盤局)		
電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案及び第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する告示案 (第5世代移動通信システムの普及に向けた制度整備) (諮問第2号)		18
(4) 閉	会	47

開 会

○吉田会長 それでは、早速ですが、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、皆様も御承知のとおり、首都圏の1都3県を対象に緊急事態宣言が発令される事態となりましたことから、本日の1月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項1件、諮問事項2件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議決事項

(1) 株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求についての裁決案

(平成31年付議第1号)

○吉田会長 それでは、ただいまから審議を開始いたします。

まず、議決事項といたしまして、「株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求についての裁決案」につきまして、起草委員をお願いしております兼松会長代理及び林委員のほうから、それぞれ、昨年9月に審理官から提出されました本件審査請求に係る意見書との差分を中心に御説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○兼松会長代理 兼松でございます。本件につきましては、林委員と、あるい

は前審理官の長屋前審理官及び現審理官の鹿島審理官、また藤田審理官等と協議を重ねまして、ようやく内容案を確定させていただいたところでございますが、前回の協議の際に御説明した以外に若干の修正をしております、それにつきましては、主な修正点といたしましては、まず、裁決案の16ページのところだと思いますが、16ページのところで「放送の自由」という用語と、「放送による表現の自由」という言葉を使い分けておったところなんですけれども、使い分けるという意味からは、ちょっとこちらを修正したほうがいいんじゃないかということがありましたものですから、16ページの最終行だと思いますが、「放送による表現の自由」とあったところを「放送の自由」というふうに修正したということと、それからその上のほうの、「このような放送の自由」という言葉を使っていたところを、「このような放送の自由」というのはその前の「放送による表現の自由」というのを受けていましたので、そうしますと、「このような放送の自由」というのは「放送による表現の自由」なのかという疑問が生じたものですから、「これを含めた放送の自由」というふうに修正をしたということがございました。

それからあと、大きな修正としましては、30ページのところでございますけれども、30ページ、その前のページ、争点4から始まっておるわけですが、30ページのところで放送法144条2項の裁定の申請があったときという規定の解釈についてかなり起草委員と審理官の間で議論したわけですが、結論としましては、2度目の裁定をするときに裁定の申請があったときに当たると断定するのはちょっとどうなのかということになりましたので、そちらを「放送法144条2項の趣旨に鑑み」というふうに修正をさせていただき、なおかつ、その趣旨とは何なのかということが尋ねられると思いますので、趣旨について付言をするということをいたしました。

大きく変更したのはその2つだったと。あとは、形式的な変更はしておりま

すけれども、大きな点は2つだったと思いますが、私が不正確でございましたら、林先生、鹿島先生、補足していただければと思います。よろしくお願いたします。

○林委員 林でございます。ただいま兼松会長代理が御説明されたとおりと私も承知しておりまして、特に私のほうから付け加える点はございません。

以上でございます。

○吉田会長 兼松会長代理、林委員、どうもありがとうございました。ほかに、鹿島審理官のほうから何かございますでしょうか。

○鹿島審理官 付け加えることございません。兼松代理から御説明いただいたとおりでということで結構でございます。

○吉田会長 どうも皆様ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様方から何か御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

長田委員からはいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。おまとめいただいてありがとうございます。私、ひのきさんの御主張自体、思いみたいなものは分かるのですけれども、今の法律上、こういう結論ということで、また実質的に放送ができているということも含めて、こういう結論だというふうに承知しております。

これでよろしいでしょうか。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 本件審査請求を棄却する裁決案について、異論はございません。

放送法144条に基づく大臣裁定というのは、当事者間の協議の成立する余地がない限定的な場合にのみ行われるべき手続です。まずは当事者間の協議を

優先するという立法趣旨を踏まえれば、事後的であっても、参加人が再放送に同意したという事実が立証された以上、当事者間の協議が整ったとして、審査請求人ひのきの権利を守るための裁定手続を維持する必要がなくなったという総務大臣の主張は十分に首肯できるものだと思います。

ただ、10年の長きにわたって、大変紆余曲折を経た事案でありますので、参加人から同意がなされた以上、今後当事者間の協議が円滑に進むということを目指したいと思います。

あと、1つコメントをさせていただくと、本裁決案と直接の関係はないですが、再放送制度というのが、これまで地域性を基準にして受信者の利益を考えてきたと思いますが、他方で今、インターネットで大量のデータが送受信できるようになって、同時放送も一部始まり、地域性に関係なく情報を取得できる社会になってきています。広告費を見ても、インターネットと放送が逆転するといった状況や、時代変化、技術の変化の中で、放送事業におけるインターネットを活用した事業の工夫というのが求められます。事業環境の変化を捉えて、今後放送事業者の位置づけとか放送行政というものを考えていく必要があるかと。これは意見でございます。裁決案自体には全く異論がございません。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

吉田自身も、4つの争点につきまして改めて検証させていただきました。先ほど長田委員から、思いは理解できるというお話ございましたけど、確かにそのように感じる場所もございますけれども、この4つの争点につきましては、まさしくここに書かれている裁決案の主張のとおりであることを改めて確認いたしましたので、私のほうからも異論はございません。

ほかにどなたかから追加で御意見とか御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○兼松会長代理 1点だけよろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、お願いいたします。

○兼松会長代理 先ほども争点4というところで申し上げたところでございますけれども、放送法144条2項というのが、今回のようなケースをあまり想定していなかったということが考えられまして、それが非常に起草委員と審理官の間で議論になる原因だったんですけれども、今後はこういう事態、2回裁定をするということはなかなか起きないと思うんですけれども、こういう事態が発生した以上、何らかの法律の手当をしておいてもよろしいのではないかと感じた次第でございます。

以上でございます。

○吉田会長 御指摘どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にほかに御質問、御意見等ないようでしたら、本案で議決したいと思いますが、よろしいでしょうか。念のため、お一人ずつ確認させていただきます。

林委員はいかがでしょうか。

○林委員 異存ございません。

○吉田会長 長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 異存ございません。

○吉田会長 兼松会長代理はいかがでしょうか。

○兼松会長代理 異存ございません。

○吉田会長 日比野委員はいかがでしょうか。

○日比野委員 同じく異存ございません。

○吉田会長 吉田のほうも異存ございません。

それでは、この案のとおり議決いたします。

本件の裁決案の起草をお願いいたしました兼松会長代理と林委員におかれま

しては、大変な御苦勞をおかけいたしましたこと、会長として御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○兼松会長代理 ありがとうございました。

○吉田会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう御連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。

先ほど、本日の審議会の冒頭におきまして裁決案の議決を行いましたので、まず、それにつきまして御報告申し上げます。

平成31年2月8日付け付議第1号をもって当審議会に付議されました「株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求」につきましては、審議いたしました結果、本件審査請求を棄却する裁決案を議決いたしました。

裁決案の理由について、概略を御説明いたします。

裁決案では、争点を4つにまとめ、それぞれ理由を述べております。

まず1点目は、本件裁定申請が放送法144条1項に定める「協議に応じず、または協議が調わないとき」の要件を満たすと認められるかについてです。要約いたしますと、平成30年10月に、讀賣テレビから上板町の区域についても再放送することに放送法上の同意をする旨の通知書が審査請求人に到達したという事実をもって、讀賣テレビは同意したものと認められ、「協議が調わない」という要件は満たさないこととなったものと認められます。

2点目は、本件裁定申請が放送法144条1項に定める「協議に応じず、または協議が調わないとき」に当たらないと判断してされた第2次拒否処分が、第1次決定の不可変更力、実質的確定力に反し違法であるかについてです。要約いたしますと、今般争われている拒否処分は、第1次決定がされた後、新た

に生じた讀賣テレビからの通知書の送付という事実に基づき、これを理由として、異なる理由によってされたものであり、第1次決定の取消した第1次拒否処分と同一の処分を繰り返すものではないので、第1次決定に反するものということはできないものと認められます。

3点目は、本件判決に従って同意裁定をすべきであるのに、それをしないでされた異なる処分である第2次拒否処分が、本件判決の形成力及び拘束力に抵触し、行政事件訴訟法33条に違反して違法であるかについてです。要約いたしますと、本件の取消判決は、讀賣テレビが上板町の区域において再放送に係る同意をしないということについて、「正当な理由」があるとした判断は不合理であるとされて第2次決定を取り消した判決である一方、今般争われている拒否処分は、平成30年10月の段階においては、讀賣テレビからの通知書の送付という事実によって「協議が調った」と認められるという別の理由により別の処分をしたものであり、本件判決について生じている拘束力に抵触した処分をしたものではないと認められます。

最後に、4点目は、第2次拒否処分に適正手続違反により取り消されるべき違法があるかについてです。要約いたしますと、讀賣テレビに対して意見書の提出を求めたことについて、放送法144条2項の趣旨に鑑みれば、同項に基づいて意見書の提出の機会を与えたとしても、これを失当ということは到底できず、審査請求人に改めて弁明等の機会を与えなかったことについても、讀賣テレビからの通知書の送付という事実は紛れもなく証明されており、重ねて弁明等の機会を与えなかったとしても、総務大臣に委ねられた裁量の逸脱があるとは言いがたいものと認められます。

以上申し上げました理由から、総務大臣が行った裁定の拒否処分に係る審査請求を棄却する裁決案を議決いたしました。

議決した旨の通知につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣

宛て提出してください。

総務省側からは何かございますでしょうか。

○吉田衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課長の吉田でございます。本日、株式会社ひのきからの審査請求に関する件につきまして、電波監理審議会の議決をいただき、誠にありがとうございました。

電波法第94条第1項の規定に基づき、本日から7日以内に、本日の議決により審査請求について総務大臣の裁決をすべく手続を進めてまいります。平成31年の審査請求に関する件の付議以降、審議会の委員の皆様及び審理官の皆様には、本件について真摯に御審議をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

以上でございます。

○吉田会長 それでは、以上で本件の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

次に、諮問事項の審議に入りますので、情報流通行政局の諮問担当職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局)

- (1) 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施
基準の変更の認可

(諮問第1号)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第1号「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可」につきまして、井幡放送政策課長から御説明をお願い

いたします。

○井幡放送政策課長 おはようございます。放送政策課長の井幡でございます。

それでは、諮問第1号関係につきまして御説明をさせていただきます。日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務、いわゆるインターネット活用業務でございますけれども、の実施基準の変更の認可についてでございます。

お手元の資料1ページ目でございますように、昨年11月10日、日本放送協会から変更の認可申請がございました。これを受けまして、私ども総務省のほうで昨年11月25日から12月24日までの間、広く意見の募集を実施したところでございます。

意見募集の結果を踏まえた総務省の考え方につきまして、3ページ以降の資料で御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。今般の変更の認可申請の概要でございます。まず1点目は、費用の上限ということで、これまでの実施基準におきましては、下の図にございますけれども、費用の上限につきまして受信料収入の2.5%ということで設定されていたところでございます。さらに、別枠の形で東京オリパラ関係が20億円設けられていたということでございます。

今般の申請におきましては、この2.5%の上限につきまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会分を含めて年額200億円を上限としたいという申請でございます。

具体的な見通し額につきましても今般申請の中に記載されておりまして、右下にございますけれども、令和3年度については192億円、令和4年度については189億円、令和5年度については191億円と見積もっているところでございます。

次の5ページでございます。引き続き、変更の認可申請の概要でございます。

この表にございますように、1つは地上テレビの常時同時配信に関して、これまでの実施基準におきましては、当分の間、提供時間を限定して行うとされているところがございますけれども、今般の申請におきましては、限定して行うことがあるということにしたいということでございます。

それからその下でございますけれども、地上テレビの見逃し番組配信について。地方向けの放送番組については、現在は放送日の翌日から起算して7日以内と一律されておりますけれども、地方向け放送番組の提供期間及び時間については、放送日の翌日から起算して14日以内としたいということでございます。

その理由につきましては、※2にございますけれども、地方向け放送番組の見逃し番組配信につきましては、今年度末までに一部開始し、令和3年度以降、大阪等見逃し番組配信を強化する予定であるところ、地方においては要員等の関係で放送開始直後から配信することができない場合が想定されると。これによって配信期間が短くなることを防ぐために、提供期間を延長したいということでございます。

それから3点目は、邦人向け協会国際衛星放送の配信ということで、在外邦人向けに放送しております邦人向け協会国際衛星放送について、新たに同時配信及び見逃し番組配信を開始したいということでございます。

それからその下(2)でございますけれども、先ほど申しあげましたように、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る取組についてということで、実施予定額20億円以下とする定め及びその費用について、この200億円の枠内でしたいということで、この定めを削除したいということでございます。

審査結果でございますが、6ページ以降でございます。

いずれも放送法に規定されております審査項目でございますけれども、まず

1点目は、NHKの目的達成に資するものであるということでございます。こちらについては、業務内容を変更するものではございませんので、引き続き適切なものと認められるということでございます。

それから2点目は、業務の種類、内容及び実施方法が適切かつ明確に定められていることでございます。業務の種類及び業務の内容については、変更はございませんので、引き続き適切なものと認められると。業務の実施方法につきましては、地方向け放送番組の提供時間等一部変更されておりますけれども、この変更案において明確に定められていることから適切なものと認められるということでございます。

それから3点目は、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものではないことということでございますけれども、こちらについても現行の実施基準から変更ございませんので、引き続き適切なものと認められるということでございます。

7ページに移りまして、業務の実施に過大な費用を要するものではないことということでございます。年額200億円を超えないものと明確に記載されております。この点については、協会の事業収支に影響を与えるものではなく、任意業務の趣旨に照らしても一定の合理性のある規模にとどまっているものと認められるということでございます。

それから次に、特定の者に対して不当な差別的取扱いするものではないことという点でございます。これについても、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き適切なものと認められるということでございます。

それから最後でございますけれども、利用者の利益を不当に害するものではないことという点でございます。この点についても、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き適切なものと認められるということでございます。

次に、8ページでございます。

意見募集結果の概要でございます。主立ったところだけ御説明させていただきます。

きますと、まず、①、民放連ほかからの意見でございますけれども、市場の競争に与える影響について、民間事業者の意見を十分に酌み取り、精緻に検証していくべきであるということでございます。

それから2点目は、これまで以上に費用の抑制管理に努めるべき。総務省の考え方で示された条件案は重要である。あるいは、NHK自身が不断に検証を行うとともに、外部からの検証が可能となるようできる限りの情報公開が必要であるべきという御意見でございます。

3点目、国際インターネット活用業務については、国外に配信するものであれば、国外での受信料を徴収すべきであるという御意見をいただいております。

さらに4番目、オリパラ関係でございますけれども、その用途について国民視聴者に開示し、会計上の透明性をさらに高めることが適当とする総務省の考え方は適当ではないかという御意見が出ております。

それから5番目、地方向け放送番組の見逃し番組配信関係でございますけれども、より丁寧な説明をNHKに対して求めるべきではないかという御意見が出ております。

最後、その他でございますけれども、インターネット分野の中で、公共放送であるNHKはどのような役割を果たしていくのかを、自らの考え方を明らかにすべきではないかという御意見が出ております。

次に、9ページでございます。

以上の結果を踏まえまして、意見募集の結果においても特段修正する必要はないというふうに考えておりまして、今般の認可申請については、以下の条件を付した上で認可することとしたいというふうに考えております。

1つ目は、各年度の見通し総額を超える金額にはならないよう努めるとともに、この総額を上回るようになった場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨及び理由を明らかにすることということでございます。

2点目はオリパラ関係でございます。今回、この200億円の枠内に収めるということでございますので、その費用について、令和3年度の実施計画・業務報告等において記載することということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうも御説明ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、委員の皆様方から何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。皆様いかがでしょうか。

○林委員 すいません、林でございます。

○吉田会長 お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。井幡課長、御説明ありがとうございました。

私も、基本的にはこの諮問案件に異存はないんでございますけれども、スライドの8枚目に、総務省の考え方に対する意見募集結果というのが、概要が示されております。この①に、民放連をはじめとして、NHKのインターネット活用業務が市場の競争に与える影響について、民間事業者の意見を十分に酌み取り精緻に検証していくべきだという意見が示されているところでございます。

この点についてでございますけれども、私もNHKのインターネット活用業務が、今後進展、あるいは展開していくにつれて、この市場の競争に与える影響については、精緻には検証していくべきだというふうに思っておりまして、特に通信と放送の融合連携が進む中で、この市場というものがどの市場に関わるのかということもしっかり画定をした上で、検討対象となる市場について、個々に競争に与える影響というのを見ていく必要があるんだろうというふうに思います。

従来型のいわゆる放送に閉じた市場概念ではなくて、まさにインターネットが出てくる世界ですので、上位、下位のレイヤーも含めて、幅広く、市場に与

える競争について見ていって、その結果について検証していくのが今後必要ではないかというふうに思っております。これは意見でございます。

以上です。

○井幡放送政策課長 ありがとうございます。いただきました御指摘を踏まえて対応してまいりたいと思います。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。

○兼松会長代理 申し訳ございません。今の意見に関連しまして、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○兼松会長代理 兼松でございます。今の林委員の御意見に関しまして、まさにパブリックコメントにおきましても、民間放送事業者からの競争についての懸念がかなり示されていたところかと存じます。

それで、林委員がおっしゃるように、市場の競争というのが、例えば放送事業者の中のインターネットの競争なのか、それともインターネットをやっている事業者全部の市場における競争なのかといった論点があるのかなというふうには思いますけれども、いずれにしても、NHKというのは収支を、もちろん気にしてはいるんですけれども、営利事業ではなく受信料で成り立っているというところで、1年1年の利益が出た、出ないというのはそれほど気にしなくてもいいというのに対し、民間事業というのは、やはり収支をきちんとしていかないと株主等に対する説明責任があるということで、土俵がちょっと違うということがございますので、今後やはり民業を圧迫するようなことがないように、十分、引き続き注視をしていただきたいと思いますのと、インターネット活用業務実施基準の審査項目の中に6つ項目があるようではありますが、その市場の競争という点については、この中の例えば5番目の不当な差別的取

扱いをするものでないというもので審査するのか、それとも全体的にこの6つの要件の中で競争という観点を踏まえて審査していくのか。この機会にちょっと教えていただければなと思いました。よろしく願いいたします。

○井幡放送政策課長 放送政策課長でございます。2点目、今御指摘いただいた点でございますけれども、NHKと民放との競争関係ですけれども、利用者の利益を不当に害するものではないことだけでは、あるいは特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないことのみならず、その上の過大な費用を要するものではないこと、あるいはNHKの目的達成に資するものであること、全ての条件が、この競争関係について関するものであるというふうに認識しておるところでございます。

○兼松会長代理 ありがとうございます。そのように理解させていただきました。どうもありがとうございました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、吉田のほうからも感想じみたことをちょっとだけ述べさせていただきます。私も今、林委員と兼松会長代理からお話ございました市場競争関係につきましては、御指摘のとおり、民間事業者の意見を十分に汲み取り、ある意味NHKと民間事業者とが、良い競争関係を保ちながら、日本におけるインターネット活用業務が、国際的な流れから見ても遜色のない、良い形で発展していくことを切に願っております。

ただ、そうは言いましても、やっぱりNHKは非常に大きな受信料収入に支えられています。この頂いた資料をざっと拝見いたしましたところ、33ページとか34ページの辺りに受信料収入が書かれておりました、2020年の予算では7,000億円程度であったのが2021年以降は6,700億円ということで、約300億円ですか、正確には270億円余りが減ると記載されています。34ページにはその理由が書かれており、受信料の値下げとか新型コロナ

ナウウイルス感染症に関する受信料の免除等々によるとされています。

一方、今回このインターネット活用業務に要する費用の上限額 200 億円という金額は当初かなり大きな金額であると思ったのですが、実はNHKにとっては、先ほど触れました1年間の受信料収入の減収額 300 億円と比べて、それよりも少ない金額であることに正直驚きました。言い換えると、それだけ元々大きな受信料収入に支えられているということにほかなりません。従って、インターネット活用業務のための上限である「年額 200 億円」については、国民の受信料収入で支えられていることを再認識した上で、民間事業者と良い競争関係を保ちながら、インターネット活用業務の健全な発展のために使っていただきたいと改めて感じた次第です。

ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○日比野委員 日比野ですけれども、諮問事項自体に対するこの案は極めて妥当だと思います。費用の上限を明確にすべきという多数の意見を踏まえてNHKから出された認可申請に対して、ガイドラインに沿って適切に審査いただいていると思います。

これは意見ですけれども、林先生が御指摘された、大きく競争環境が変わっていくというのは、今後の放送行政においても大変大きなテーマだろーと思えます。金融業界も他の業界と同様、金融業界の中での競争環境というより、他業界からの色々な競争参入というのがかなり大きなテーマになっています。放送の世界でも、民間事業者とNHKだけの問題という枠組みでは、これからはちょっと狭過ぎるということになっていって、非常に新しいインターネットの時代に応じた色々な検討というのが必要になってくるんだろーなどと、そういった感想を持ちました。

○吉田会長 ありがとうございます。

長田委員からは何かございますでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。特に今回の諮問について特別な意見があるわけではないんですけども、今皆さんからの御意見を伺っていて、受信料を負担している国民をきちんと見ながら、コスト意識を持ってNHKさんが放送を出していただくとというのがやっぱり一番大切だなというふうには思っていますので、この仕組みそのものも丁寧に説明していくこと、それから民放との関係についても、きちんと分かりやすく、それは総務省の役割でもあるのかもしれませんが、そういうものもしながら、この二元体制というんでしょうか、を守っていくのが大切だなと思っています。

インターネット活用業務に関しては、やはりそれが望まれているということも事実としてはあると思いますので、コスト意識を持ちながら、そしてその技術を各民放とも共有できるような仕組みで、より日本らしいインターネットの活用が進んでいけばいいなというふうに思っています。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかに委員の皆様方から何か追加で御意見とか御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もし特に御意見等ないようでしたら、諮問第1号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

念のため、各委員にお一人ずつ確認させてください。林委員はいかがでしょう。

○林委員 賛同いたします。

○吉田会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 賛成いたします。

○吉田会長 兼松会長代理はいかがでしょう。

○兼松会長代理 異議ございません。

○吉田会長 日比野委員はいかがでしょうか。

○日比野委員 異議ありません。

○吉田会長 吉田からも異論ございません。それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

○井幡放送政策課長 ありがとうございました。

○吉田会長 以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。

情報流通行政局の職員は退出をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

○吉田会長 それでは、総合通信基盤局の職員に、入室するようご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

(2) 電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案及び第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する告示案(第5世代移動通信システムの普及に向けた制度整備)

(諮問第2号)

○吉田会長 それでは、引き続きまして、諮問第2号になりますが、「電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案及び第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する告示案(第5世代移動通信システムの普及に向けた制度整備)」でございます。これにつきまして、田中移動通信企画官のほうから御説明をお願いいたします。

○田中移動通信企画官 移動通信企画官の田中でございます。よろしくお願

いたします。

それでは、諮問第2号、第5世代移動通信システムの普及に向けた制度整備に伴います電波法施行規則の一部を改正する省令案と、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局開設に関する指針案並びに第4世代移動通信システムの普及のため特定基地局開設に関する指針の一部を変更する告示案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、本諮問の概要でございますが、総務省におきましては、平成31年の4月に、5Gの導入のための特定基地局の開設計画の認定を行いました。また、昨年になりますが、令和2年の8月には、4Gですね、第4世代移動通信システム等で使用されている周波数帯に5Gを導入するための整備を行いますなど、5Gの早期導入に向けた取組を順次進めてまいったところでございます。

昨年になりますが、令和2年9月9日から9月25日までの間に、5Gの普及促進を希望する者を対象としまして、5Gの利用に関するニーズ調査を実施しましたところ、5Gの利用に対する多くのニーズが示されたところでございます。

今般、これらを踏まえまして、5Gの普及のための周波数の割当てを早期に実施するために、省令であります電波法施行規則の一部改正、さらには5Gの普及のための特定基地局開設に関する指針の制定並びに第4世代の移動通信システムの普及のための特定基地局開設に関する指針の一部変更を行おうとするものでございます。

次に、改正等の概要でございますが、平成30年の4月に認定しました4G普及の開設計画の有効期間につきましては、認定当時の規定に基づきまして10年間とされておりますけれども、今回の割当て予定の5G周波数に係る開設計画に関しましては、その4G普及の開設計画の有効期間と整合性を図るために、10年ではなく7年間とするような規定を追加いたします。

また、5G普及のための東名阪以外の1.7GHz帯の周波数を使用する特定基地局開設に関する指針を定めるとともに、4G普及のための開設指針案の中の終了促進措置に関する規定に、5G普及のための周波数割当てに係る認定開設者に関する事項を追加するとともに、この指針から東名阪以外の1.7GHz帯に関する規定を削除しようとするものでございます。

施行期日につきましては、本日諮問いたしました省令改正案等に関しまして審議会から御答申いただいた場合には、速やかに改正並びに制定を行おうとするものでございます。公布日からの施行を予定しております。

この諮問に先立ちまして、この省令の改正案等の策定に当たりましては、昨年11月21日から12月21日までの間、31日間意見募集を行いまして、15者から意見の提出があったものでございます。

続きまして、概要の詳細について御説明したいと思います。

資料の3ページ目を御覧ください。

平成30年に1.7GHz帯と3.4GHz帯の4Gに対する周波数割当てを行いました。1.7GHz帯につきましてはFDD方式で3枠、3.4GHz帯につきましてはTDD方式で2枠用意しまして割当てを行いましたところ、それぞれ、KDDI、楽天、ソフトバンク、ドコモの4者から割当ての申請が行われまして、競合することなく1枠ずつ割り当てたものでございます。この際、1.7GHz帯の赤い枠で囲った1,765から1,785と、1,860から1,880MHzの20MHz幅の上り下りのFDD方式のこの枠につきましては、当時希望する申請者はございませんでした。よって、当該周波数帯は現在割当てを行っておりません。

この周波数帯域につきまして、昨年9月9日から9月25日まで、利用意向調査を行いましたところ、携帯電話4者から利用意向がなされたものでございまして、今回この周波数帯について割当てを行おうとするものでございます。

資料の4ページ目を御覧ください。

5G用周波数の追加割当ての基本的な考え方でございます。

まず、下の四角囲み1のところですが、地方への早期の5G普及展開を図るため、5G用の周波数として追加割当てを実施するものでございます。なお、今4Gから5Gへの代替わりの最中でございますので、当面は4Gの利用も可とするものでございます。

次に、2ポツ目ですが、具体的には1.7GHz帯の40MHz、20MHz幅の上り下りを1者に割り当てて、令和3年度の第1四半期に割当てを行おうとするものでございます。

続きまして、3ポツ目のところですが、KDDI、楽天につきましては、既にこの1.7GHz帯の全国バンドが割り当てられておりますが、公共業務用無線局との間で終了促進措置を実施しておるところでございますので、この2者と共同で公共業務用無線局の移行費用を負担するというものでございます。

続きまして、4ポツ目でございますが、令和元年の電波法改正に伴いまして導入されました特定基地局開設料につきまして、今回初めて導入されるということでございまして、この周波数帯の割当てを受ける事業者は、割当て周波数の経済的価値を踏まえた特定基地局開設料の納付を行う、開設計画の申請時に申請者が自ら申請した額について納付するということになります。

次の5ポツ目でございますが、昨年の10月27日に総務省でモバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクションプランを公表いたしましたけれども、その内容を踏まえた取組状況を審査項目に追加しようとするものでございます。

続きまして、資料の5ページ目を御覧ください。

審査方法につきましては、最初に申請者の絶対的審査基準、最低限の要件を

満たしているかどうかの審査を行い、この審査を満たしている者全ての申請者に対して比較審査を行い、その審査の結果、評価点数の合計の高いものに対して割当てを行おうとするものでございます。絶対審査、比較審査の項目については、下に例示として書いてございます。後ほど詳細いたしますけれども、例えばエリア展開につきましては、認定後7年後に5Gの基盤展開率50%以上になる計画を有していることだとか、特定基地局開設料の年額につきましては、標準的な金額を著しく下回る金額として年額31億円以上を納めるようになっているかどうか。サービスの項目につきましては、モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクションプランの内容を踏まえた取組計画があるかないか。その他項目として、既存事業者へ事業譲渡しないかなどの審査項目によりまして、絶対審査をまず行います。これらの基準を満たした全ての申請者に対して、次の②の比較審査を行います。

エリア展開としまして、5G基盤展開率が大きい。特定基地局の開設数がより多い。特定基地局開設の金額がより大きい。サービスの項目につきましては、モバイル市場の公正な競争環境整備に向けたアクションプランの内容を踏まえた取組計画がより充実していること。さらには、指定済周波数として、申請者の指定済周波数の帯域幅総計がより少ないなどの項目によりまして審査を行おうとするものでございます。

続きまして、資料6ページ目を御覧ください。

開設指針の概要でございます。

このうち、1、2につきましては先ほど御説明したとおりでございまして、3につきましては、電波の能率的な利用を確保するために、例えば256QAMだとか、キャリアアグリゲーションの技術などといった電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならないというふうにさせていただいております。

また、終了促進措置につきましては、公共業務用の無線局を対象とする終了促進措置を他の２者と共同して実施しないといけない旨。特定基地局開設料につきましては、自ら申請した特定基地局開設料を国に納付しなければならない旨を書かせていただいております。また、認定開設者の義務としましては、認定開設者は、四半期ごと、または総務大臣から求められたときに、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない旨、書かせていただいております。総務大臣は、この提出があった資料につきましては、適切に実施されていることを確認して、その結果の概要をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない旨を書かせていただいております。

その他、他の既存事業者への事業譲渡をしてはならない旨だとか、既存の免許人が開設する無線局との混信、その他の妨害を防止するための具体的措置を講じなければならない旨を書かせていただいております。さらに、今回につきましては、東名阪区域で同じ周波数帯域で株式会社NTTドコモが事業展開しておりますので、そちらとの混信防止についても具体的に対策を講じなければならない旨を書かせていただいております。

続きまして、資料の７ページ目を御覧ください。絶対的審査基準の項目でございます。

全１６項目にわたりまして、絶対的審査基準を満たしているかというのを見ていきます。例えば、①のエリア展開ですけれども、認定から７年後までに、東名阪を除く全国及び各地域ブロックの５Ｇ基盤展開率が５０％以上になるように、５Ｇ高度特定基地局を開設しなければならないだとか、あるいは⑤の特定基地局開設料のところでは、特定基地局開設料の金額が標準的な金額の下限値を著しく下回る金額である年額３１億円以上であることだとか、財務としましては、きちんとした必要な資金調達計画があつて、さらに認定の有効期間の７年間の満了までに単年度黒字を達成するような収支計画を有していることとい

ったもの。

終了促進措置に関しましては、⑧でございますけれども、既存無線局の周波数の移行に必要な費用負担の割合に相当する金額、下限値は557億円でございますけれども、これを確保することを書かせていただいております。

また、サービスの項目につきましては、⑩ですけれども、携帯電話の免許を有しないMVNOに対する卸電気通信役務または電気通信設備接続方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること。⑪としまして、提供しようとするサービスにつきまして、利用者の通信量需要に応じて、低廉で明瞭な満足できる料金設定を行う計画を有すること。⑫としまして、令和2年10月に総務省の表したモバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクションプランの具体的な取組を踏まえた実施計画を有していることというものもございます。

そのほか、⑭でオープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有していること。

⑯でございますけれども、割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者への事業譲渡等をしないことというような絶対的審査基準全16項目を定めております。

これをクリアした全て事業者に対しまして比較審査を行います。そのための基準につきましては、資料の8ページ目を御覧ください。

IからIVまでのエリア展開、サービス、周波数の経済的価値、指定済周波数等というカテゴリー、4つのカテゴリーに分けておりまして、それぞれ基準を定めております。エリア展開につきましては、Aのところでは、認定から7年後における基盤展開率がより大きいということと、BとCでは、7年後における基地局の、屋外と屋内の基地局の開設数が大きいこととさせていただいております。

IIのサービスのカテゴリーにつきましては、DとしましてMVNOの促進の取組がより進んでいること。Eの項目として、SIMロック解除に係る取組がより進んでいること。Fの項目としまして、eSIM導入に係る取組がより進んでいることということの3項目について基準を設けております。

また、周波数の経済的価値としましては、Gの項目で、特定基地局開設料の金額がより大きいこととさせていただいております。

IVのカテゴリーでは、指定済周波数等ということで、指定済周波数を有しないこと、または申請者の指定済周波数幅の総計がより少ないこと、もしくは当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいことの基準を設けております。

このAからHまでの審査の結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合には、その他の項目として、Iの基準で、認定から7年後における面積カバー率がより大きいことによって1者を決めるということになります。

続きまして、資料の9ページ目でございます。

本諮問に当たりましては、昨年令和2年の11月21日から12月の21日までの31日間にわたりまして意見募集を行いましたところ、法人7者、個人8者の計15者から意見提出がなされているものでございます。その概要及びそれらの意見に対する総務省の考え方につきましては、次のとおりでございます。

おおむね全体的に賛同意見が多かったと思っておりますけども、上から2行目でございます。1.7GHz帯（東名阪以外）における技術導入につきましてということでございまして、株式会社NTTドコモより、1.7GHz帯におきましては、ビームフォーミング技術について技術基準の規定がないので、開設指針において削除すべきという意見がございますので、御指摘を踏まえて削除しております。

次の行、メッシュについてということでございます。ソフトバンクからは、国立公園等の自然公園についても5G基盤展開率対象のメッシュから除外すべきという御意見。さらには、東名阪地域で、NTTドコモが既にサービス提供をしておりますので、これに関して、特定基地局の設置が困難なエリアが二次メッシュの1区画の大半を占めるような場合につきましては、当該二次メッシュ区間は東名阪区域として取扱いを希望するという事で、要は、今回の割当てから外すべきだという御意見がなされております。これに関しましては、まず、自然公園を外すべきだということでございます。これ、31年4月の5Gの割当てのときも同じような御意見をいただいたと思っておりますけれども、確かに国立公園等の自然公園につきまして、工作物の設置制限がありますけれども、観光などの事業可能性がないといえないことに加えて、基地局の設置の可能性はありますので、今回も5G基盤展開率対象メッシュから除外することは適当でないと考えていただいております。あと、東名阪区域と東名阪区域以外の競合の話でございますけれども、東名阪の区域につきましては、平成17年に告示をしまして行政区域単位で示しておりますので、現在の1.7GHz帯の東名阪を使用する免許人、NTTドコモの使用実態に踏まえて、対象となるエリアを定めることは適当でないだろうと。

なお、東名阪以外の区域における二次メッシュの範囲につきましては、今回の申請者への予見可能性を高めるために、申請マニュアルにおいて明確化しようと考えております。

続きまして、比較審査における背景につきましてでございますが、NTTドコモ、楽天モバイルからは、各項目の配点が偏りなく適切なものになるようにという御意見。MVNOであるオプテージからは、MVNOの利用促進については重点評価に設定すべきという御意見。ソフトバンク、KDDIからは、地方への早期エリア展開が実現できる計画を提出したものをより高く評価すべき

であるというような、それぞれの御意見をいただいております。

これに対する考え方ですけれども、本開設指針案におきましては、4つのカテゴリーの相互の評価をそれぞれ同等と評価の配点をしております。

なお、カテゴリーIのエリア展開に関しましては、地方への5G普及を進めるため、5G基盤展開率に係る審査項目のAのカテゴリーにつきましては重点的な審査項目としたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、10ページ目を御覧ください。

MVNOの促進、SIMロックの解除の促進及びeSIMの導入促進に関してということでございます。

おおむね賛同する御意見をいただいておりますし、あと継続的に、これらの取組について進捗状況について注視することを要望するという御意見をいただいておりますので、これに関しましては、四半期ごとに四半期報告を得ますので、継続的に確認をしております。

また、楽天モバイル、あと全国消費者生活相談員協会から、1契約当たりの平均通信料などを比較審査基準において追加すべきという御意見をいただいておりますけれども、一般的に比較審査基準は客観的透明性の高い基準で比較することが望ましいと考えておまして、この御意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。

また、ソフトバンクから御意見をいただいておりますけれども、類似している審査項目については明確化すべきという内容だとか、あとSIMロック解除の促進、eSIMサービスの導入の取組については、恣意性のない納得感のある評価基準を改めて示すべきだという御意見をいただいておりますが、評価方法につきましては、この本概要資料にもお示ししておりますし、開設計画に記載する個別具体的な詳細等につきましては、申請者への予見可能性を高めるために、本開設指針案の申請マニュアル等で明確化してまいりますという考え方で

ございます。

次の行、高度既設特定基地局の計画につきましてということでございますが、ソフトバンクより、NSA方式のアンカーバンドで利用する基地局や帯域の計画につきましては、将来、変更がある可能性があるので、合理的な理由が認められる場合については、計画変更を許容できるような運用を希望するという御意見を頂戴しておりますけれども、こちらにつきましては、既に電波法の第27条の14第1項の規定に基づきまして開設計画の変更等の制度が設けられていることから、こうした制度の下で適切に運用してまいりたいと考えております。

次の行、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の採用等の計画についてということでございますが、ソフトバンクより、革新的技術や、独自技術を搭載した通信機器の導入が阻害されて技術発展の恩恵を受けられない可能性があり、慎重な議論が必要であるというお話と、あと、選択肢が少なくなった場合の機器の高額化などが考えられるので、慎重に検討すべきという御意見をいただいております。

これに関しましては、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される機器に基づく通信機器の導入によりまして、通信機器市場の競争促進や新たなイノベーションにも資することが期待されるので、重要だと考えております。また、ベンダーロックインを防いで、機器の高額化を防ぐというのも重要だと思います。さらには、災害等へのネットワークの抗たん性や冗長性を確保する、あるいは早期の普及に資するということから、本開設指針案におきましても、採用等に関する計画に係る審査をすることが適当であるとさせていただいております。

続きまして、資料11ページ目を御覧ください。

特定基地局開設料につきまして、ソフトバンクより、金額が高騰することによって本来設備投資に割り当てられる資金が基地局開設料に振り向けられてし

まうというような御意見をいただいております。こちらに関しましては、令和元年の電波法改正の趣旨でございますが、周波数の経済的価値をより高く評価して、電波のさらなる有効利用により多くの収益を上げるものに周波数を割り当てることによって、電波のさらなる有効利用を確保するために導入したものであるという制度趣旨を改めて説明しますとともに、事業者にとって過度の負担が生じることのないように、適切な制度運用をすることが重要であると考えております。

これを踏まえまして、本開設指針案におきましては、経済的価値を踏まえた標準的な金額を年額62億円として提示するとともに、標準的な金額の算定方針というのをつくりまして、当該標準的な金額の算定過程や算定方法について公表いたしております。

次の行ですけれども、楽天モバイルから、後発事業者への金銭負担が懸念されるので配慮を希望するという御意見をいただきましたけれども、現行法制上、携帯電話事業の参入順や事業規模によって特定基地局開設料の免除や減免等の措置がなされるものではございませんというものでございます。

また、個人の方から、標準的な金額の50%まで最低金額を認めるのは適当でないというような御意見をいただいておりますけれども、特定基地局開設料の標準的な額から著しく下回る額の金額については、最低限負担すべき金額が過度に高いと参入事業者に対するハードルとなること、さらに競願時の申請におきまして、申請者が、より高い金額を入れてくるということで評価することが可能であることを考慮しまして、最低基準となります基準に関しましては、標準的な金額から50%に相当することが適当というふうにさせていただいております。

次の行ですが、ソフトバンクから、特定基地局開設料の算定方法、水準を定める議論を明らかにすべきであるという御意見をいただいておりますが、算定

に当たっての考え方に関する議論の経緯につきましては、本開設指針の制定後に公表を行ってまいります。

続きまして、情報の非対称性ということで、NTTドコモ、ソフトバンクから、終了促進措置の早期の情報開示を希望するという御意見をいただいております。これにつきましては、当該進捗状況につきましては、当事者の許容できる範囲内において情報開示等を検討してまいります。

めくっていただきまして、12ページ目でございます。

楽天モバイルから、先行者と後発者との干渉問題について御意見をいただいておりますが、これにつきましては、東名阪以外のエリアの免許人におきましても、認定開設者と事業者間の調整を行いつつ当該対策を行うことが適当というふうにさせております。

周波数のひっ迫度合い、割当済の周波数についてということで、ソフトバンクより、データトラヒックに基づくひっ迫度合いの比較審査を行って公平性を担保していただくことが適当という御意見をいただいております。これまでも、帯域幅当たりの契約者数を指標としておりまして、引き続き周波数のひっ迫度を示す指標の1つとして使うことが適当であるという旨と、データトラヒックに対する比較につきましては、事業者間で統一した基準によってデータを取得することが困難であると認識しておりますので、各者の取組を比較することは困難だと思っております。よって、これに関しましては、周波数帯ごとのデータトラヒック等を含む周波数のひっ迫度合いに示す指標について、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、KDDIからは、指定済周波数の利用状況が考慮された指標で評価されるべきという御意見をいただいておりますけれども、今回の評価につきましては、指定済周波数の利用状況を考慮した指標も含めて審査しておりますとの旨を書いております。

その下、災害対応につきまして、災害対応を比較審査とすべきというソフトバンクの御意見でございますけれども、災害対応の取組について比較審査項目として設定することは困難でありますので、絶対的審査基準としての審査を行いますが、比較審査項目としての審査は行わないとさせていただきます。

最後、13ページ目でございます。ソフトバンクから、今回開設計画の期間を7年間とした理由はどのようなものかという御意見をいただいておりますので、こちらに関しましては、右のほうに書いておりますけれども、先発事業者は、令和7年3月31日までに公共業務用無線局の既存免許人の免許が切れましますので、令和7年の4月1日以降、令和10年の4月8日までの間、約3年間を排他的に当該帯域の無線局免許申請可能となると。一方で、何らの措置をしないで10年間後発事業者に認定しますと、後発の1者は6年間排他的に免許申請が可能となりますので、先発後発の認定開設者間の公平を確保する観点から、有効期間の満了年度を合わせることが適当というふうにさせていただきます。

続きまして、4Gの利用について、4Gとして利用はどのくらいの期間まで可能かと楽天モバイルからの御質問いただいておりますので、こちらにつきましては、具体的な使用期限を規定しているものでございませませんが、早期に割当て周波数を5G基地局として使用することが望ましいとさせていただきます。なお、比較審査基準では、4G特定基地局の開設数などは評価の対象外となる旨を付記させていただきます。

その他の項目としまして、ここに書かれているもの、御意見をいただいております。こちらについてはお目通しください。

これらの意見、15者からいただいた意見を踏まえまして、14ページ目でございますが、開設指針案等の修正概要でございますが、このうち、第5号の特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術導入に

関する事項に関しましては、ビームフォーミング技術については、1.7GHz帯において技術基準の規定がないために削除させていただいております。これは、NTTドコモからの御意見を踏まえた修正でございます。その他、第4号、あと別表第3第2項などにつきましては、技術的修正及び修辭的修正を行っております、具体的な中身は次の15ページ目でございますので、こちらを御覧ください。

最後になります、資料の16ページ目でございます。競願時の審査基準の評価判定の案でございます。

カテゴリーのIからIVまで、それぞれでございますが、カテゴリーのIに関しましては、基盤展開率については小数点以下まで評価すると。基地局数については、1桁単位で比較審査を行います。

あとは、カテゴリーIIのサービスカテゴリーにつきましては、MVNO促進の取組に関しましては、MVNO等に対するデータ接続料の料額について比較審査を行いまして、2023年度の計画値において比較評価を行います。その値が同値になった場合には、2021年度及び2022年度の料額より低廉になる計画を有する者を優先するとさせていただいております。

EのSIMロック解除に関する取組に関しましては、まず、①2021年度におきまして、販売する端末のうち入荷時から販売までの間のSIMロックを施す割合が低い計画を有することについて比較評価を行いますということでございます。その値が同率、プラスマイナス10%以内の場合は、2022年度の割合がより早期に低くなる計画を有する者を優先することになります。この①においても優劣がつかない場合がございますが、この場合には、端末の購入者の申出を経ずに系統的にSIMロックを解除する取組をより早く実現する計画を有する者を比較評価しようと考えております。

次に、Fの項目、eSIMの導入の取組がより進んでいることに関しまして

は、2021年度におきまして販売するスマートフォンのうち、eSIMが利用可能なものの割合が高い計画を有するものを比較評価しようと考えております。

次、カテゴリーⅢの特定基地局開設料につきましては、申請者から出された開設料を1億円単位まで比較評価を行います。標準的な金額を下回る金額、具体的には年額62億円未満のものを入れた人については、配点なし、0点といたします。

カテゴリーⅣ、指定済周波数に関するものでございますが、まず、①指定済周波数を有していないかどうかを判断します。次に、②申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ないかどうかを判断いたします。②により、この幅が同程度、具体的にプラスマイナス10%の場合には、当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいことにおいて評価いたします。

これのAからHまでの審査をした結果、総合点が同じ申請者が存在する場合に限り、次のIの項目で、認定から7年後における面積カバー率がより大きいことということで評価して1者を決めるという形になります。

資料の17ページ目を御覧ください。

各カテゴリー・審査項目ごとの配点構成でございます。

こちらにつきましては、カテゴリーⅠからⅣまでそれぞれ等評価として行っておりまして、具体的には、ⅠからⅣまでの各カテゴリーの配点を24点といたしております。基準ごとに、基本的には同じ評価、同じ配点をしておりますが、カテゴリーⅠ、エリア展開のうち、審査項目Aの5G基盤展開につきましては、地方への5G普及を進めるために審査項目内の申請者間の順位に限らず、申請数値に応じた得点をつけるポイント方式として、より重点的な評価を行います。具体的には、Aの評価、カテゴリーⅠの全体では24点でございますけれども、Aにつきましては12点、Bについては6点、Cについては6点とな

ります。

配点方式は、基本的には等分配点方式を使いますが、このAに関しましては、地方への5G普及をより早期に進めるためにポイント方式で行います。このポイント方式、等分配点方式につきましては、次の18ページ目を御覧ください。

まず、下の等分配点方式、これはまず最高評価者を決めて、最高得点をつけていく。それから順次点数は落ちていくわけですが、具体的に言いますと、申請者が4者いて、最高得点が24点の場合には、1位から順番に24点、18点、12点、6点というふうについていきます。これを、A以外の審査項目にはつけていきます。

審査項目Aにつきましては、より5G高度特定基地局を整備していただくために、基盤展開率95%以上100%以下を12点とし、それから5%刻みで1点ずつ落としていきます。これを80%以上から85%未満に行きますと9点となります。それ以降は、10%刻みとなります。絶対的審査基準であります50%から60%に関しましては、比較審査としては0点というふうにさせていただきたいと思えます。

最後に、今後のスケジュールの案でございますけども、19ページ目でございます。

本日、電波監理審議会の諮問を経て御答申が得られましたら、速やかに官報に開設指針を掲載して告示を行いまして、2月の中旬から3月中旬までの間、開設計画の認定申請受付を行い、絶対審査、比較審査を行った上で、新年度4月の上旬頃の電波監理審議会に諮問を行って、開設計画の認定を行おうとするものでございます。

長くなりましたが、以上でございます。御審議よろしくお願いたします。
○吉田会長 詳細な御説明、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方のほうから御質問、御意見等ござい

ましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○林委員 林でございます。

○吉田会長 どうぞよろしく申し上げます。

○林委員 ありがとうございます。本諮問案については、移動通信事業者の利用する電波監理の在り方に関して、私なりに思うところがございますので、少しお時間を頂戴することになりますが、意見を申し述べたいと存じます。

現行の移動通信事業者に対する周波数割当ては、ご高承のように、平成12年電波法改正により制度整備がなされたもので、電波法27条の12から27条の17にその手続が規定されておりますが、開設計画の認定を受けた者は、原則5年以内という一定期間、特定基地局の免許を排他的に申請することが認められることとなりますため、割当てを行う周波数の電波について、より能率的な利用を確保することが必要となります。このため、総務大臣は、特定基地局の開設計画を定め、当該認定に際し、開設計画が開設計針に照らし適切なものであること等を審査することにより、電波の能率的な利用を確保することとしているのはご案内の通りでございます。

平成12年の制度導入当時、移動通信事業者が利用していた周波数帯は800MHz帯、1.5GHz帯と2GHz帯のみにとどまっていたが、その後の累次の周波数割当てを経て、現時点で移動通信事業者に割り当てられた帯域幅は合計で2,970MHzに達しています。このように公共の電波を大量に用いて事業を行う者は、公益のために一定の責務を負うべきだと考えられます。と申しますのも、移動通信事業者に求められる役割は、制度導入当初とは比べようのないほどに大きなものとなっているからです。今回の、5Gの普及のための周波数の割当てにおいて、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクションプラン」に関する事項が審査項目として追加されたのも、移動通信事業者が公益のために果たすべき責務を審査しようとするものと評価で

き、その政策的意図自体は十分首肯できるものです。

しかしながら、開設指針の記載事項は、電波法27条の12第2項に限定列挙されており、第9号で「当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項」と規定されています。この「その他必要な事項」は、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」という電波法の目的を定めた電波法1条と、特定基地局の開設計画制度の趣旨、すなわち、「電波の公平かつ能率的な利用を確保するため」という電波法27条の12第1項柱書きを踏まえて解釈されるべきであると考えておりました。このことからしますと、電波法第27条の12第2項9号にいう「その他必要な事項」とは、「電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項」と解すべきであります。このような解釈は、比較審査を行う場合の根拠条文である電波法27条の13第6項において、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する上で最も適切であると認められる申請に係る開設計画について認定する」と規定されていることから裏付けられます。

一方、「モバイル・アクションプラン」は、その名のとおり、「公正な競争環境の整備」を目的とするものであり、これは現行電波法の「直接の」目的ではございません。たとえば、スライド7頁にある絶対審査基準の12項にある「アクションプラン」の「2. 具体的な取組」を踏まえた実施計画を有することであるとか、スライド8頁にある比較審査基準のEにある「SIMロック解除に係る取組がより進んでいること」は、携帯電話の利用者利益保護のための政策であったり、事業者による囲い込みの是正による競争促進のための政策であったり、いずれも、直接的には、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」ための政策ではございません。確かに、我が国の通信市場全体からみた「マクロ」の点で考えれば、MVNOのさらなる進展や既存事業者の競争活性化につながり、まわりまわって「周波数の公平かつ能率的な利用に」つながるので、今回の指針案策定に当たっては、このような「マクロ」の視点で検討を行ったとい

うことで今回理解しておりますが、ただ、そもそも周波数割当ては、割当てを受ける事業者の割当て周波数帯の有効利用を図る制度であり、「直ちに割当て周波数帯の有効利用につながるもの」でなければならないものですし、一般に、いやしくも規制行政を行う場合には、条文の一字一句を慎重かつ厳格に解釈していくべきだと存じます。私は、今回、アクションプランを電波法第27条の12第2項第9号に該当すると読むことは、現行法の解釈の限界事例ではないかと考えております。

また、現行の電波法の各規定を見たとき、開設計画の認定後における認定開設者によるアクションプランの履行を確保するための規定が存在しませんし、また、そもそもアクションプランは公共の電波を利用して事業を行う「すべての」移動通信事業者による履行を確保すべきものでありますが、認定開設者にしかその履行を促すことができません。これは、現行の開設計画の認定制度が、割当てを行う周波数の電波の能率的な利用を確保することを目的とする制度にとどまっていることに起因します。このように、移動通信事業者による今述べた責務の履行を確保するための枠組みとしては現行法の手当ては必ずしも十分ではありません。

しかし、現在の移動通信事業者による電波の利用状況を踏まえれば、移動通信事業者には、その利用する周波数帯域幅に見合った責務を適切に果たすことが強く求められていると考えます。したがって、電波監理を行う電波法においてその履行を制度的に担保することが必要だと考えられまして、これに鑑みまして、今後、総務大臣におかれましては、現行の周波数の割当てに係る制度の抜本的な見直しに早急に着手し、すでに関係の懇談会やワーキンググループが立ち上がっているとは聞いておりますが、それらの議論を踏まえて、すみやかに所要の制度改正を行うべきであると思料します。以上です。

○吉田会長 林先生、電波法の観点から見た本日の基準等に関する御意見、ど

うもありがとうございます。

総務省のほうから、何かございますでしょうか。

○鈴木電波部長 電波部長の鈴木でございます。私のほうから述べさせていただきたいと思います。

○吉田会長 お願いいたします。

○鈴木電波部長 林先生、詳細かつ非常に御丁寧に御説明を賜りまして、ありがとうございます。どうもありがとうございます。

移動通信事業者の電波監理に関する大変重要な御指摘をいただいたと受け止めております。先ほど先生からもお話頂戴しましたとおり、総務省におきましては、昨年の11月から、デジタル変革時代の電波政策懇談会におきまして、制度面の検討も含めまして開催し、議論を進めているところでございます。

今頂戴しました林先生の重要な御指摘を踏まえまして、懇談会の中で、移動通信システムの電波監理に関しまして、さらに議論、検討を深めていければと考えているところでございますので、林先生にぜひ引き続き御指導いただけましたらと思います。よろしく申し上げます。貴重な御意見を賜りまして、本当にどうもありがとうございます。引き続き、御指導のほどお願いいたします。ありがとうございます。

○林委員 電波部長から御回答下さり、誠にありがとうございます。いうまでもなく、電気通信事業法は公正競争の観点について主に見るとともに、電波法は周波数の有効利用と公平利用の観点について主に見ているわけですが、移動通信システム向け周波数が移動通信事業者の事業の根幹にも直結する重要な位置付けであることを踏まえますと、今後の電波政策において電気通信事業法に基づく競争政策とのリンクを十分考慮していくことが重要であり、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが重要であると存じます。

このことは過去の情報通信審議会答申や電波政策ビジョン懇談会最終報告書

等においても示されているところですので、これらの過去の提言も踏まえて、電波法は電気通信事業法と必要に応じて連携していくことがますます必要であると思います。しかし、それを現行法の枠内で見えていくことには限界もあると思いますので、今しがた電波部長から御説明をいただきましたように、様々な検討会であるとか、あるいはワーキンググループにおいて活発な御議論をぜひお願いをして、そしてそれらの御議論を踏まえた上で、現行の周波数の割当てに係る制度の抜本的な見直しに早急に着手し、所要の制度改正を行うべきであると思います。どうもありがとうございました。

○鈴木電波部長 ありがとうございます。承知いたしました。ありがとうございます。

○吉田会長 どうも、林先生、ありがとうございました。

確認ですけれども、林先生がお持ちの懸念について今御意見を承ったところですが、今回の案件につきましては、先ほどの林先生のお言葉をおかりしますと、回りまわって、当初の電波法の趣旨にも沿うように理解することもできるということだったかと思いますが、今日のところは、この案でご了解いただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○林委員 はい。本諮問案件自体については、異存はございません。

○吉田会長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方からは何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いいたします。

○兼松会長代理 兼松でございます。御説明どうもありがとうございました。林先生が大変御立派な意見を述べられましたので、私の質問は非常に初歩的で恐縮なんでしょうけれども、周波数の割当てに関する審査基準というのは、

これまでも何回か策定されているところかと思えますけれども、今般の周波数の割当てに関しまして、何か今までの審査基準とここは非常に特徴があるというところがあるのかどうかというのが、ちょっと私も従前の基準と比較していないので分からないんですけれども、もし何か特徴がありましたら教えていただきたいということと、それから絶対的審査基準は、特にこういう計画を有することという基準が非常に多いわけですけれども、これは前もたしか指摘されたところかと思えますけれども、何か計画らしきものがあればいいのかという、計画を有することとをどの程度審査するのかということなのです。

とりわけ私として関心がありますのはコンプライアンスの基準でございますけれども、普通の企業であれば、コンプライアンスというのは、ほぼそんなにおかしくなく遵守しているんじゃないかと思うんですけれども、特にコンプライアンスをこの審査基準において重視するということにつきましては、コンプライアンスのどういう面を特に力を入れて見ていくのかということについて教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○田中移動通信企画官 兼松先生、ありがとうございます。今回の特徴でございますが、まず、冒頭申し上げましたけれども、令和元年電波法改正後初の割当て周波数の経済的価値を踏まえた割当てを行うということで、特定基地局開設料の項目につきましては、今回の割当てで初めてなされるものでございます。そういう意味では、かなり目新しいものになっていると思います。

また、比較審査項目につきましては、それぞれ数量で比較できるものについて書いているというところが目新しいと思います。

あと、計画の確からしさということ、これはまさに先生御指摘のとおりでございます。こちらに関しましては、根拠のある計画を出させるということになっておりますので、きちんと根拠があってなされた計画かどうかを見てまいるといってございませう。

また、認定された後でありましても、四半期報告を7年間にわたり受けることとなりますので、こちらについて厳しく見ていき、もし計画で策定されたものとは全然違うことが行われているようなことがありますと、場合によっては開設計画の認定の取消しということもありますので、そちらに関しましては、私どもも厳しく審査してまいる所存でございます。

また、コンプライアンスに関しましてはとても重要な項目でございます。さらに今回は5Gに関する割当てでございますので、まさに社会経済活動の隅々まで浸透していったら、5Gが基盤のインフラとなるような性質を有しているものから、ここはこれまで以上に、この前の5Gの割当てからもそうですけども、コンプライアンスに関しましては、従前よりも厳しく見ていくという考えであります。

○兼松会長代理 ありがとうございます。ちょっとコンプライアンスが気になりましたのは、こういう5Gを展開するに当たりまして、人材が払底しているといいますか、技術者を確保するのが非常に、特に新規参入者においては難しいというところで、言い方はあれなんですけど、引き抜きのようなことも行われていることを耳にするものですから、それによって営業秘密ですとか重要な情報を他社から持っていくというような不正なことが行われぬか、実際行われたという事例もちょっと聞いたものですから、その辺も踏まえた適正な競争を行っていくということが重要じゃないかと思いましたので、ちょっと一言触れさせていただきました。ありがとうございます。

○田中移動通信企画官 兼松先生、ありがとうございます。私も新聞報道等では承知している、今朝の逮捕事案についての御指摘だと思いますけれども、これまで以上に、コンプライアンスに関しては厳しく審査をさせていただきます。御指摘ありがとうございます。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかに御意見いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。

○吉田会長 どうぞお願いします。

○長田委員 林先生の御意見を承っていて、私の中のものもやもやしていたものをきちんと御説明いただいてよかったなと思っています。

それで今回、申請をする各者に対して、分かりやすくするために申請マニュアルを作成しますというのがありましたけれども、ぜひ、またこれ、いずれ審査の段階になるので、それより前にきちんと共有をしていただければいいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

○田中移動通信企画官 長田先生、ありがとうございます。申請する事業者からも、申請マニュアルについて早期に公表してほしいというお話はいただいておりますし、もちろん電波監理審議会の各委員の皆様方にも、早期に策定の上、お知らせしたいと思います。よろしくお願いたします。

○吉田会長 日比野委員からはいかがでしょうか。

○日比野委員 ありがとうございます。今回の諮問事項に関して、特段異議はございません。

保有している周波数が、携帯事業者の企業価値を決定的にする部分があるということで、今回、行き過ぎた価格競争によって高騰した場合には過度な負担となって携帯事業者のサービス品質の低下を招きかねないといった懸念も踏まえて、大変バランスのとれた案になっているんじゃないかと思います。今後、この新しい方式の有効性といったことは、しっかりと事後的な検証、評価を行っていく必要があると思います。

それから、林先生の御意見は、大変根本のところに戻ったもので、長田先生同様、私もかなりスッキリした感じがします。通信領域のみならず、イノベーションが激しい時代になっているので、法制度等がなかなか追いつかない

という事態というのは随所に、いろんな業界で見られているわけですが、ぜひ特段に進歩の早い領域ですから、イノベーションの足を引っ張るといったことのないよう、迅速な見直しを期待したいと思います。

あと、全体的な今回のスケジュールですけど、申請マニュアルのところで詳細を明確にしていくという点が幾つかあったと思います。全体的にタイトなスケジュールに見えますので、ぜひ事業者がちゃんとした計画が提出できるように、コロナ禍で大変だと思いますが、マニュアル、全体スケジュールが計画通りいくように、ぜひ御努力をいただければと思います。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

吉田のほうからも、少しだけ感想といいますかコメントをさせていただければと存じます。

先ほど御説明いただきましたとおり、平成30年の当初割当てのときには手を挙げていただけなかった東名阪以外の、この上り下り各20MHz幅のところに、今回、改めて総務省から確認された結果、全事業者から手を挙げていただけたということで、地方での利活用促進、5Gの利活用の活性化という意味では大変よかったのではないかと思います。

また、先ほど来議論がございましたけれども、4ページの基本的考え方に記載されている通り、今回の審査に当たっては、経済的な価値を踏まえた審査項目とか、あるいはアクションプランの内容を踏まえた審査項目が追加されたということで、従来とはちょっと違った形で進められるとのこと、大変結構ではないかと思います。

それで、ごく些細ですけれども、ちょっと確認させていただきたいと思いましたが、先ほど16ページのところでしょうか、比較審査基準のカテゴリーⅡのサービスのところで、かなり具体的な判定方法について御説明いただきました。そのカテゴリーⅡのEのSIMロック解除のときの判定方法ですが、

S I Mロックを施すものの割合の低い計画を評価され、カテゴリーⅡのFのところでも、e S I Mが利用可能なものの割合が高い計画を評価されるとなっています。いずれも“割合”と書かれておりますことから、絶対的な端末の数ではなくて、その事業者が販売しようとしている端末全体の内の相対的な割合で評価されるということかなと理解したんですけど、そういう理解でよろしいんでしょうかという点を1点確認させていただきたかったのと、あと、意見募集で出された意見に対する総務省の考え方の中に、例えば10ページの2つ目の枠の中とか、あるいは下から2つ目のところで、確認を行ってまいるとか、適切に運用してまいるといように、何とかしてまいるとい言葉が使われています。11ページのところにも1か所、公表を行ってまいるとあります。この辺りの言葉の使い方がちょっと気になったんですけど、こういう「まいる」という表現は、こういう場合普通に使われているんでしょうか。非常にささいですけれども、気になりましたので確認させてください。

以上でございます。

○田中移動通信企画官 日比野先生、吉田会長、ありがとうございます。幾つか御質問、御指摘、御意見いただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、日比野先生から、特定基地局開設料について御意見をいただいております。まさに今回の電波法改正後初めての運用となりましたので、私どもも特定基地局開設料の設定をどのようにして行うべきか大変悩みました。今後入ってくるであろう、参入してこようとしている携帯電話事業者の予見可能性を確保するという観点から、特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会というのを開きまして、そこで一定の結論を得た上で、今回年額62億円以上という金額を示させていただいたものでございます。

日比野先生御指摘のとおり、今後も新たな周波数での割当てが行われ、そこ

で開設指針が制定されて、特定基地局開設料を徴収する段階におきましては、全く同じことを、特定基地局開設料の設定というのをやっていかないといけませんので、今の方法で本当にいいのかどうかにつきましては、不断の検証をして、より適切な運用がなされるように努めてまいりたいと思っております。

あと、2点目につきましては、新しい電波懇が立ち上がっておりますので、そこでは令和4年の電波法改正を見据えた議論を行ってまいりたいと思います。

また、マニュアルにつきましても、長田先生からも御指摘ございましたけど、タイトなスケジュールでございますけども、できるだけ早期に、事業者の皆さんもそうですけども、電波監理審議会の先生方にも早期に示すように努力してまいりたいので、今後とも御指導いただきたいと思います。

あと、吉田会長からの御指摘でございます。資料の16ページ目のカテゴリーのEのところですけども、こちらにつきましては相対的なもので判断するという形になります。

あともう1点、いただいた意見に対する考え方で何とかしてまいるという表現ですけども、こちらですが、これは表現が気になるという御指摘でございますでしょうか。

○吉田会長 はい、そうですね。ほかのところの回答と比べて、こういう言い回しが適切なのかどうかちょっと気になりました。通常こういう形で回答されているのであれば全然構いません。ちょっと気になったのでお尋ねしただけです。

○田中移動通信企画官 何とかしてまいるに特にこだわりがあるわけじゃなくて、行っていきますとか運用していきますという意味で書かせていただいておりますけども、こちらに関しましては、過去の表記も確認いたしまして、もし直すべきであれば直した上で公表いたしますので、少々お時間いただければと思います。意味内容が変わるものでございませぬので、よろしく願いいた

します。

○吉田会長 どうも御説明ありがとうございました。先ほどは日比野委員の御意見に対するお答えをいただく前に私のほうから発言してしまい、大変失礼いたしました。

それでは、ほかに委員の先生方から何か追加で御質問、御意見等ございますでしょうか。もしございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

特に追加の御意見等ないようでしたら、それでは、諮問第2号は諮問のとおり改正、制定及び変更することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。念のため、委員の先生方お一人ずつ確認させてください。

まず、林委員からはいろいろ御意見頂戴いたしましたけど、本件よろしいでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○吉田会長 ありがとうございます。長田委員からはいかがでしょうか。

○長田委員 賛同いたします。

○吉田会長 兼松会長代理はいかがでしょう。

○兼松会長代理 異議ございません。

○吉田会長 日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 私も御異議ございません。

○吉田会長 吉田からも異論ございません。それでは、そのように決することいたします。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退出をお願いいたします。

○田中移動通信企画官 ありがとうございました、失礼いたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申した旨の通知につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回開催は、現在のところ2月1日月曜日の15時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。